

瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第 38 号

瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則（令和 4 年瀬戸市規則第 37 号
）の一部を次のように改正する。

第 7 号様式、第 19 号様式及び第 27 号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。